

会 議 録

名称	第4回世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議		
日時	平成 26 年 9 月 5 日 (金) 14:00～16:00	場所	奈良市役所北棟 6 階 第 21 会議室
出席者	アドバイザー (敬称略)	座長： 田辺征夫 アドバイザー： 小野健吉、斎藤英俊、増井正哉、宗田好史	
	オブザーバー	文化庁： 文化財部記念物課世界文化遺産室 西文化財調査官 国土交通省： 近畿地方整備局 奈良国道事務所 来田専門官(所長代理) 近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所 大石所長	
	(事務局)	奈良県 文化振興課長、同課係長、同課調整員 奈良市 教育総務部長 文化財課長、同課課長補佐、同課係長、同課主任、同課係員	
	(関係部局)	奈良県関係部局 奈良市関係部局	
開催形態	公開(傍聴人無し)		
担当課	教育総務部文化財課		
<p>[配布資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 次第 ・世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 アドバイザー名簿 ・第4回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 座席表 ・第3回 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画策定アドバイザー会議 議事録 ・資料1 第2回、第3回アドバイザー会議での主な意見と対応方針 ・資料2 包括的保存管理計画の策定フローと策定までのスケジュール ・資料3 世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画(素案) 			

1. 開会

2. 議事

田辺座長の進行により、議事が進められた。

(1)【確認】第3回アドバイザー会議での主な意見と第4回アドバイザー会議の位置づけ

事務局 : 資料 1、資料 2 について説明

(特に意見なし)

(2)世界遺産「古都奈良の文化財」包括的保存管理計画の内容について

田辺座長 : まず、第 3 章 資産及びその周辺環境の現状 について議論する。

事務局 : 資料 3 (第 1 章～第 3 章) について説明

田辺座長 : 今回の資料が最終版を作成するベースとなる。文言等も含めてご意見を頂くこととする。

宗田アドバイザー : 「1.5.1 実施体制」の地域住民との連絡協力体制の欄に、文化財保護指導委員とあるが、何名程が活動されているのか。

事務局 : 現在、奈良市内で 4 名の方に分担して巡視活動をして頂いている。

宗田アドバイザー : 4 名は少し少ないが、とても良いことだと思う。これまで、市民から世界遺産委員会へ報告があり勧告へ至った経緯がある。このような体制をつくり、奈良市にも情報が届くようになっていると、もう少ししっかり書いても良いのではないか。世界的に見ても奈良は市民による監視体制が整ったところであると説明すれば、世界遺産委員会に報告が届くことも納得頂けるかもしれない。

事務局 : 文化財保護指導委員の制度は文化財保護法に基づくものであり、奈良に限らず全国で行われている活動である。

宗田アドバイザー : 文化財保護法に基づいているとしても、このような体制がとられているということが重要である。実態としては機能していないのか。

事務局 : 毎月きちんと文化財の管理状況や毀損の有無についてご報告を頂いている。

宗田アドバイザー : イコモス関係の会議、例えば先日行われた世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合でも **community participation** の重要性は強調されている。1 つのトレンドとして、良いイメージを持って頂けると思う。奈良町の奈良まちづくりセンターの活動といった、市民の連携協力体制があることを前面に出しても良いのではないか。また、世界遺産範囲内にある駐車場がフィレンツェやローマで問題となった記憶があるが、日本ではどうしているか。史跡指定地内の駐車場は指定地外に出すよう指導しているのか。

西文化財調査官 : 史跡としては、できる限り指定地外に出すことを基本方針としている。ただ、周辺環境の状況等によりけりである。

宗田アドバイザー : 京都のある寺では、指定地内かつ重要文化財建造物から 5 m 程の距離に駐車場がある。もちろん景観上の配慮がされており、防災上の配慮も考えての駐車場であるが。

田辺座長 : 史跡の場合、基本的には指定地外に出すというスタンスである。ただ、社寺の駐車場は参拝者のためのものであり、それをどのように位置付けるかを考える必要がある。

宗田アドバイザー : 動線計画を作り、駐車場を指定地外に出し、参拝者と観光客の動線を定めるという方法

はある。今回はそこまで踏み込んだ記述とする必要はないかもしれないが、色々なところで議論になっていることであるため、数年後には必ず指摘されると思う。

田辺座長：「3.2 資産の現状 3.2.1 寺院及び神社の境内・宗教建造物群」の(4) 宗教施設としての機能の維持の中でどのように扱うか。

宗田アドバイザー：ただ、駐車場にも色々ある。先程の寺の駐車場は塔頭での法事の参加者用のものである。神社であれば車のお祓いが宗教行事の一環であり、そのための駐車場である。この2つは違うものとして考える必要がある。

田辺座長：社寺の資産は建造物であり、境内地全体ではないのではなかったか。

事務局：社寺の世界遺産登録種別は建造物群だが、その保護をより確実とするために土地も史跡として保護されている、と説明をしている。

田辺座長：今回は、その史跡範囲についても重視した管理計画にしようとしている。

宗田アドバイザー：社寺の活用・便益施設配置図を見ると、駐車場が世界遺産範囲内にあることが分かる。将来的には範囲外に出すことはできないだろうか。もちろん建造物が中心であるが、建造物の保存を効果的なものとするためには、その周辺にいつまでも駐車場を置いておくのはどうか。今すぐにどうにかすることを要求している訳ではないが、今後包括的保存管理計画を見直す際には、海外の専門家の中で議論が進み、日本においてもそのような議論は出て来るだろう。京都ではまだ管理計画を作る段階ではないが、駐車場は指定地外に出す方向で社寺と協議することを考え始めている。

田辺座長：宗教行事に伴う駐車場について、どう表現するか。

宗田アドバイザー：将来的には議論になってくる。文章で書かないにしても、どのように対処をしていくかは確認しておいた方が良い。

田辺座長：6年毎の見直しの際に対応できる構えを持つべきである。社寺の場合、文化庁はどのように指導しているのか。

西文化財調査官：基本的にはケースバイケースであるが、社寺自身が使用する駐車場について、一律に指定地外に出すということではない。資産の面積や質、利用状況によるため、一律に定めることは難しい。

田辺座長：駐車場を大きくしたいという社寺もある。

宗田アドバイザー：そういう議論がでてくる。京都でも実際に始めてみると社寺の意識は高くない。

事務局：奈良公園界隈の駐車場については頭が痛い問題である。社寺の史跡指定地内に駐車場があるのは事実だが、指定地外に出したとしても、周辺は名勝奈良公園の指定地内である。そのさらに外となると、かなり距離があり現実的には難しい。

田辺座長：これ以上は増やさない、といった考え方を示すことになるのではないか。

事務局：史跡指定地内での駐車場の在り方をどのようにするかということである。

宗田アドバイザー：フィレンツェの保存管理計画にはそれが章立てになっており、ヒストリックセンターの駐車場の数は減らし、その分はトラムを走らせることを示している。トラムもそれはそれで問題になっているが、世界遺産と車との問題が色々なところであるのは確かである。

事務局：平城宮跡は遺跡そのものが世界遺産の本質的な価値であったため、その上に仮設とはいえ駐車場を設置したことに対して厳しい指摘を受けた。平城宮跡の駐車場をどうするかは社寺とは別途書き込む。

田辺座長：駐車場の位置を示す図面を出せば、このような指摘がされる可能性がある。答えを用意しておく必要はある。

小野アドバイザー：文化庁は、史跡指定地内に駐車場を設置することがだめだとは言っていない。文化財保護を目的とした補助金により公有化した土地に駐車場を設置することはだめだと言っている。また、平城宮跡の活用・便益施設配置図について、暫定の駐車場の部分は凡例の色を変えて明確にするように。

事務局：そのようにする。

田辺座長：暫定の駐車場については既に移転に向けて事業が進んでおり、この2、3年の間には動く予定である。

事務局：この駐車場は、世界遺産委員会からの勧告で名指しをされている。答えとして示しておく必要がある。

田辺座長：凡例だが、ピンク色は目立つ。もう少し目立たない色にしてはどうか。

事務局：駐車場は、表 5-1 要素の種類と保存の考え方における「それ以外の要素」にあたる。簡単ではあるが、保存の考え方として「必要性を検討し、修景、撤去・移設等を行う」と示している。

宗田アドバイザー：駐車場以外では何がここに当てはまるか。

田辺座長：第4章以降に関わる議論であるため、事務局より第4章から第8章までの説明をお願いします。

事務局：資料3（第4章～第8章）、及び現在検討中の保存管理体制の概要について説明。

宗田アドバイザー：表 5-1 要素の種類と保存の考え方における「それ以外の要素」の内容は、図 5-1 顕著な普遍的価値を構成する要素における何に当たるのか。

事務局：「ウ 顕著な普遍的価値と直接的な関連性のない諸要素」の「上記以外の要素」にあたる。

田辺座長：ここには駐車場、といった具体的なことを書くことになるか。

宗田アドバイザー：将来的には考えておく必要はあると思う。また、先ほど保存管理体制についてご説明して頂き、情報共有のための会議を設置するということであったが、所有者（社寺）はその会議には出席しないのか。

事務局：現在はイメージの段階であり、まだ具体的な検討は行っていない。

宗田アドバイザー：京都では、立命館の補助によりプラットフォームをつくり時々勉強会を行っているが、今まで社寺の方々は蚊帳の外に置かれているという印象を持たれていた。保存管理計画を作らなければいけないことはもちろん京都市は知っているが、社寺にも何がしかの努力をしなければならぬことは伝わっている。緩衝地帯について意見交換をしたところ、盆地周縁部の寺の緩衝地帯が抱えている問題と、市街地の寺の緩衝地帯が抱えている問題は異なっていた。周縁部の寺の周辺は住民を含めて緩衝地帯を守ろうとしているが、市街地の寺では周辺の地権者が、寺があるせいで緩衝地帯の規制が厳しくて困る、と寺に言いに来ていると言っていた。その寺は格式の高い寺院であるが、京都市を含め一般市民からあまり大事にしてもらっていないという不満も出てきた。議論に加わっていただくことで、保存管理を順調に進める上で有効だと思う側面がある。奈良でも、顔を出して頂くだけで良いので、情報交換の場に当事者に加わって頂くことを考えて頂きたい。

小野アドバイザー：平城宮跡については文言等を修正して頂きたいところがたくさんある。この資料の肝は第4章の「古都奈良の文化財」の包括的保存管理のビジョンだと思うが、この文章は非常にわかりにくい。何を言いたいのかがクリアではない。都市全体が世界遺産であるならともかく、都市の中の一部が世界遺産であるという観点からはとても読みにくい。この文章はもう一度練り直し、再検討して頂きたい。平城宮跡に関しての細かい修正は後ほど事務局に申し上げることとする。図面としては、第7章に平城宮跡国営公園基本計画図を載せて頂いているが、私はこの図について国土交通省からご相談頂いた時に、具合が悪いとはっきり申し上げた。朱雀門の北側の区画とその東の区画（シンボルゾーン）は良いが、その両サイドの区画が一般的な都市公園と同

じような風に描かれている。奈良時代の平城宮跡にはこのような曲がりくねった道はない。平城宮跡の区画を下地にした計画として欲しいと申し上げた。その時は時間の問題もあり、今後この図も更新していくということであったため良しとしたが、これが今後多く使われると非常に困る。ここにこの図を載せるのは適当ではない。「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画（2008年）」において文化庁が作成した図も十分でないことは確かだが、ゾーニングはおおむね今後の方向性を示している。抽象的な図であり、突っ込まれる要素も少ない。平城宮跡国営公園基本計画図のような細部まで描き込んだ計画図を載せるのは良くないと思う。

田辺座長：元々文化庁が「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想（1978年）」において作ったゾーニングをベースに動いていくのだと思う。発掘調査が進めばその成果を反映したものにもなる。これが完成図であるようなイメージを与えるのは良くない。どの図を使うかは小野アドバイザーの意見を踏まえ検討して頂きたい。

小野アドバイザー：「古都奈良の文化財」の包括的保存管理のビジョンの文章についてだが、世界遺産がいくつかの構成資産で構成されているということが分かりにくい。

田辺座長：世界遺産を構成する文化財だけでなく、それを中心とした周辺環境を保全することでこの地域の価値を担保するということが言いたいのではないか。そうやってしまっただろうか。「日本の歴史に政治的・文化的変化をもたらした8世紀…」という一般的などころから始めるため要点が収まらなくなっているように思う。ここは世界遺産の価値を軸にして、それがはっきり表れる文章としてはどうか。

斎藤アドバイザー：「2.1 顕著な普遍的価値の言明」の文章を入れていると思う。それは一応入れておいて、もう少し具体的なことを書いた方がよい。

田辺座長：今回の議題かもしれないが、この保存管理計画の肝心の要点は、遺産影響評価と思う。それが現在まだ明確に出てきていない。これから緩衝地帯を含めて色々なところでまちづくり等が行われていくが、それが世界遺産にどのような影響を与えるか、それを管理上どのようにチェックするかということをやらないと、この計画の根幹がでてこない。それを担保するためのモニタリングシステムはどのようなものなのか、それをどこに預けるのかという視点で書き込まなければ、あまり説得力を持つものにならないと思う。先ほど、この会議をそのようなモニタリングの会議として残したいということであったが、その会議はどのような権限をもってチェックをするのか。平泉の場合、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」を設置し、把握された遺産に影響を与えそうな行為について適切かどうかの審議を行っている（遺産影響評価）。そしてその結果を、岩手県が設置している「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」に報告をしているが、「平泉遺跡群調査整備指導委員会」において不適切だという評価をした際は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」でも不適切であるという結果となっている。そのような権限を「平泉遺跡群調査整備指導委員会」が与えられている。そのようなシステムを作るかどうか。このアドバイザー会議をチェック機関として残すのもそれはそれで良いとは思いますが、どの程度の権限を与えるか。また、このアドバイザー会議をそのままスライドさせるだけで良いのか、もう少し専門的な集団とすべきかどうかはまだ分からない。そのようなところの詰めが必要と思う。

増井アドバイザー：「1.5.1 実施体制」に「関連部局の連携協力体制」とあるが、各部局で抱えているプロジェクトを世界遺産というものさしで評価、自己点検するということが行われているかということと必ずしもそうではないことが最近の事例から分かった。権限を持ったコミュニティを作ることも大事であると同時に、相互チェック機能を定期的に部内点検していくことも両方並行してやっていたかなければならないという気がしている。特に緩衝地帯の場合、例えば春日山周辺では名勝指定地が緩衝地帯となっているためある程度抑止力があるが、元興寺周辺のように都市計画部局しかチェックしないところもある。そういう所では実際にものが出来上がっていく中で、景観上の問題や史跡の価値の毀損に当たるかという点をチェックしていかなければならない。そのようなところをあらかじめ庁内で相互チェックできると良い。また、現在特区申請がされている範囲の一部が緩衝地帯にかかっている。まだ特区になった訳ではないが、それとのチェック機能の関係も課題となってくる。その辺りも踏まえて考えて頂きたい。せつかくこの包括的保存管理計画を作るのであれば、各部局がやっているプロジェクトについて世界遺産のものさしで再点検する良い機会

であり、それが恒常的に行われていると安心感がある。

宗田アドバイザー：再点検についてだが、緩衝地帯は法規制のかかり方が均一ではないため、何通りもの組み合わせがある。京都ではそのマトリックスを作っており、慈照寺の緩衝地帯では20種類ぐらいの組み合わせができた。そうすると、この一筆にはこういうことが起こり得る、ということが点検できる。例えば風致地区の建蔽率が30%だとすると、その敷地が2000㎡あれば宅地分譲ができてしまう。そのため慈照寺周辺では宅地問題が起きた。また、高度地区が20mのところ京都御所の近くにあったため、高い建築物が立ってしまった。マトリックスを作ると、そのような危険な部分が見えてくる。緩衝地帯として一色で塗ってしまうとなんとなくそれで守られているような気になってしまう。高度地区をかけたリ風致地区をかけたリする際に一々世界遺産の観点から点検をしたつもりであったが完璧ではなかった。そういう作業をしてみて緩衝地帯の重要性が分かった。権限を与えるのは難しいというお話があったが、文化財保護法の中で考えればそうだが、都市計画部局は開発指導や建築指導の権限を既に持っている。それをどう使うか。京都では、美観風致審議会や景観審査会に条例で権限が付与されている。その条例の根拠法を組み合わせ、そのそれぞれが世界遺産にとってこのような役割を果たすという組織を作ろうと思っている。中高層の建築物に対する建築審査会、風致地区や美観地区の美観風致審査会、建物の高さについては景観審査会があり、それらをうまく活用することでかなりの権限を持つことができる。文化財保護法ではここまではできない。都市計画部局との整合性を取りながら、権限を持つ体制を考えていかねばならない。私は緩衝地帯の保存管理については、都市計画の方に一部権限、責任を移すことも考えて良いのではと思っている。資産本体を守ることとは少し違うことであるため、資産については文化財、緩衝地帯については都市計画、という方法もあると思う。

田辺座長：緩衝地帯はあくまで資産を守るためのものである。色々な規制があつて、それが世界遺産にどのような影響を与えるかという視点が求められる。

宗田アドバイザー：文化財保護法の中に緩衝地帯についての規定があり、その権限が文化財保護審議会等に与えられているのであれば別だが、そうではない。緩衝地帯については都市計画部局でやるしかないと思う。

事務局：資産範囲は文化財保護法で担保するが、緩衝地帯については都市計画的な手法で世界遺産への影響をコントロールすると推薦書にもはっきりとうたっている。都市計画的な手法でどのようなメニューでどのように担保するかという話である。

宗田アドバイザー：であるから、先ほど説明のあつたような委員会に都市計画的な権限を付与するかが焦点だと思う。

田辺座長：都市計画の手法は世界遺産を守るための規制ではない。元々は違うものである。現在の規制を免れるものであつても、世界遺産に影響を与えるものについては世界遺産の観点から対応せねばならず、その工夫をするのが都市計画的な手法である。その世界遺産に対し影響があるかどうかを審議するのが遺産影響評価である。それは統一的に判断できる組織が必要である。

増井アドバイザー：権限と権威の話である。最近いくつかあつた問題の中でも、日本イコモスの意見が影響力を持った。本当は、官のプロジェクトに対しては、奈良県若しくは奈良市が権威をもって世界遺産の観点から物申せる形が欲しかった。だがそうはならなかった。やはり規制をトリッキーにすり抜けたような開発に対して、物申せるものが必要と思う。色々なものが絡み合っている状況だが、そこで問われるのはそれが本当に世界遺産、或いは緩衝地帯として相応しいものなのかを文化的、文明的見地で言えるかどうか。そのような権威みたいなものが欲しい。

斎藤アドバイザー：日本で問題なのはデザインの質である。都市計画関連の条例の特記事項として、世界遺産の緩衝地帯として相応しくないものについて指導をすることがある、ということを書きこめるかどうか。

宗田アドバイザー：景観部局でデザインガイドラインを作っているがそれでは不十分ということになるか。

増井アドバイザー：文化財保護法の中でも、名勝、史跡指定地の中では地下遺構を毀損しなければいいのか、歴史的風致、景観に相応しいかどうか、すれすれの議論になった時には、結局国の審議会等の許

認可にかかってくる。そういうことになる前に、本当は自己点検をしておかねばならない。

田辺座長 : あちこちから反対意見が出てきたからしょうがなしにということではなく、主体的にコントロールできる委員会はできないだろうか。このアドバイザー会議の延長がそのような役割を持てれば良いが、持てない場合は何かを作り、権限はないがあそこが言えばそれは無視できない、という雰囲気のものでできれば効果があると思う。

増井アドバイザー : 権限が無くても権威があるため、モノ申しやすくなるというのはあると思う。

宗田アドバイザー : 本来文化財担当課にそのような権威があると良いのだが。

斎藤アドバイザー : デザインの問題でいうと、窓口で受け付けをして許認可をするというだけでなく、もう少しデザインの専門家が入ったものがないと。

宗田アドバイザー : アムステルダムの美化委員会をイメージしておっしゃっていると思うが、なかなかあそこまでは。

斎藤アドバイザー : 全体的に、全てそこが欠けている。

田辺座長 : すぐにまとまるものではないが、そこで喧々諤々をしてなんとなくそのうちに共通のあるべき姿がまとまってくるだろう。そういうものを作りあげる作業をしていかなければならない。

事務局 : 緩衝地帯を都市計画的な手法で守るということについてだが、世界遺産以前から何故そこに都市計画的な手法による網が掛かっていたかということ、そこに社寺があり自然が残っていたからである。世界遺産になる前から守るべき対象物があつたためコントロールがなされており、そのため手法として古都保存法と風致地区が用いられた。その時に既に守らなければならない対象物は決まっていたはずである。それを守るために高さ制限等のメニューをかけているが、それも変わっていない。先生がおっしゃったのは、これが果たしてその品格や風情を守れるのか、これに関してはスケールが何もない。それがそのまま世界遺産の世界に持ち込まれようとしていると私は思っている。

宗田アドバイザー : それがそのまま世界遺産の世界に持ち込まれようとしている、というのはどういう意味か。

事務局 : お寺やそれを取り巻く環境を守るために都市計画的な手法がとられていた。それは世界遺産に登録される前と変わらない。そこにはそれを抑えるための様々なメニューがあつた。ただ、欠落していたのは感性の部分である。それは条例にも明記されておらず、それも世界遺産になる前から何も変わっていない。

宗田アドバイザー : 歴史文化基本構想や歴史まちづくり法という制度が 2000 年以降に出てきているが、その中ではコンセプトや価値、風格を決めることで、より条例の内容を具体的にしていきたいと思いますということが生まれてきた。京都の景観政策ではそのようなことをうるさく言っているし、歴史的風致維持向上計画では協議会を作ってやっている。まったく進歩がない訳ではない。

事務局 : 奈良市の景観課でもできることは取り組み努力をしている。品格等を図るメジャーを補完する部分になるという認識を持っている。

宗田アドバイザー : 奈良町の町家ガイドラインのようなものも提案されている。とても良くできていると思う。

事務局 : それを総体として使っていく以外に現実的な方法はないと思う。

田辺座長 : イメージを共有化していく作業をしていかなければ、世界遺産に何が影響するかというのがバラバラではまずいと思う。そういう作業ができる委員会が必要である。いきなり権限を持つことはできないと思うが、そのようなものを作り上げていくという方向性を出しておく必要がある。

事務局 : 私も色々な委員会に出席しているが、感性の部分は全員が一つの感覚を持つことは難しい。

増井アドバイザー : ただ、誰しものがこれはまずい、と思うものはある。特定の文化人にしか読み込めない価

値や権威は分かりにくい、世界遺産の価値というのはみんなが大事だと思う共有できる価値だと思う。そういうところをもう一度確認し合うことが必要で、そこから外れる開発に対してはストップできる権限はなくても、権威のレベルで止めようと呼びかけられるようにしたい。

斎藤アドバイザー：スケールやガイドラインだけでは片付かないものがある。それだけでは結果としてつまらないものだけが並んでしまう。例えばパリのエッフェル等のようなものは、ガイドラインやスケールだけのコントロールをしていたら絶対にできなかった。クリエイティブなデザインもあり得る。そういうところには権威のようなものが必要なかもしれないし、何か実効性のあるものが必要である。これは行動計画の中で書くことになるか。

田辺座長：今検討しているモニタリングのための委員会をそのような方向性に向けていくというのはできないだろうか。

事務局：体制については次回委員会で検討する。

斎藤アドバイザー：地域住民との連絡協議体制については、「1.5.1 実施体制」の地域住民との連絡協力体制、図 3-16 平城宮跡の考古学的遺跡の保存管理体制及び現状変更等の手続き、表 8-1 モニタリング項目と内容、に書かれているが少し弱い。文化財保護指導委員の制度も、これが地域住民との連携協力体制だというのは少し寂しい。地域住民との連携体制というのは、様々な法規制に協力していただくというのもあるが、積極的に行政と協力していくというシステムが少し足りないと思う。スウェーデンでは、ある建物を建てる際に地域住民が問題だと思った時には、補助金で住民側にも建築家を付け、建築家同士で話し合うというシステムがある。住民も積極的に関わり、住民には足りない専門的な部分は住民側に立った専門家と対峙しながらいいものを作り上げていくといった、そのようなことをもう少し書き込んでいただきたい。

田辺座長：世界遺産学習は積極的に行っている、それは書き込めるのではないか。斎藤アドバイザーの意見にあったようなことはできるか。

宗田アドバイザー：地域住民で文化財パトロールのようなことであれば、京都であれば NPO を挙げる。また、建築士や景観マネージャーの講習会等、色々な形で専門家がコミットしている。社寺の場合何を挙げるか。

斎藤アドバイザー：社寺の史跡指定地内にある駐車場についてだが、宗教活動のために必要だから良い、というので終わらせないで、どのようにその影響を減じていくかという観点の方向性が必要である。幹線道路から駐車場までのルートや排気ガスの抑制等について。駐車場があることは仕方がないと理屈はつけるが、マイナス要因をいかに少なくしていくかという観点を行動計画で示していくことができないか。

宗田アドバイザー：駐車場は仕方がないでは通らなくなっているのがヨーロッパでの動きである。できることを一生懸命に考えていることを書いてほしい。

事務局：どのような工夫、対応ができるかという視点で書いていく。

斎藤アドバイザー：全てに対してそういう視点が必要である。

宗田アドバイザー：車に入るなど言っている訳でない。大きな駐車場が境内にあるというのはおかしいということ。

斎藤アドバイザー：たまにしか使わない駐車場への道も全て舗装する必要はあるのかということ。

宗田アドバイザー：表 3-1 資産に影響を与える要因一覧の表だが、(一)は潜在的な負の影響と考えて良いのか。春日山周辺は住宅開発の可能性はあるが、商業開発、工業地区の可能性は現在の土地利用規制ではないと思う。どのようにこの表を見れば良いのか。

事務局：おっしゃる通りである。工業地区というのは潜在的にもないと思う。

宗田アドバイザー：「7 物理的な影響を与える地域的条件」の「7.1 風」や「7.4 放射/光」は全くなくて良いのか。台風などが該当するのではないか。

事務局 : 台風については「10.1 嵐」でみている。

宗田アドバイザー : 「2 交通インフラ」の「2.1 陸上交通インフラ」は駐車場があるため個人的には顕在的なマイナスにしてもいいと思うが。

斎藤アドバイザー : (一) についての予防的な措置についてはどこに書いているのか。

事務局 : 「5.3 文化財保護法、古都保存法、都市計画法、景観法等による資産に影響を与える要因への対応」にごく大雑把ではあるが書いている。

斎藤アドバイザー : 地震や火災等のすでに対応がとられているものについてはどこかに書いているのか。

事務局 : 災害対策等については、「3.2 資産の現状」で記述している。

斎藤アドバイザー : うまくリンクするようしておいた方がよい。「資産の現状」を読んでから表を見る流れの方が良いかもしれない。

小野アドバイザー : 表 3-1 資産に影響を与える要因一覧 の表は空欄が多いが、「11.4 なだれ／地すべり」は潜在的な危険性としてあるのではないか。

宗田アドバイザー : 春日山は土砂災害危険区域になっているか。

来田専門官 : 国土交通省の HP に載っている。

小野アドバイザー : 一般的に、地すべりは斜面地であればあり得ると思う。第 8 章のモニタリングについてだが、主体がわからない。奈良市が主体であればそういう書き方をせねばならない。冒頭の文章と表が食い違っている。

事務局 : ユネスコへのモニタリング報告を行うのはあくまでも国、文化庁だが、実際には遺産が所在する自治体が行っていることが見えるように整理をする。

西文化財調査官 : 緩衝地帯の保全については、どの自治体も悩んでいる。新規の推薦をする際にも要求されることが大きい。どの自治体も努力をされているが、開発に対して自治体内部の情報共有が十分されていなかったというようなことはしばしば起こっている。難しいのは、世界遺産に登録した時点で既存のスキームから外して一元化してしまうというやりかたが現実的ではないこと。外部の専門家の意見を聞ける場を作るとか、情報を共有するしくみがあるとか、そのようなものを考えて頂けると良い。それで大丈夫とは言わないが、それだけはあった方が最終的には行政にとっても良いと思う。とりあえずできること、日本の法制度をひっくり返さなくてもでき、かつ役に立つことをする。

大石所長 : 平城宮跡についてはまた全体を見ながら意見を言えればと思っている。

来田専門官 : 細かい修正については後ほど相談させていただく。

宗田アドバイザー : 第 4 章のビジョンについて、緑豊かな自然的環境については言及する必要があるか。また、「8 世紀の日本の都における宗教や生活の在り方を示す」とあるが、生活まで言う必要があるか。包括的に書こうとするあまりにわかりにくくなっているということだろうか。

小野アドバイザー : 資産は宗教施設と平城宮跡であることが読み取れない。各構成資産の保存管理を確実なものにするためにはどのような方策があるかという書き方にする。都市全体が世界遺産になっているのであればこのような書き方もあるかもしれないが、そうではない。

宗田アドバイザー : ここでは、「古都奈良の文化財」の基調となるようなビジョンを示す必要があると思う。

小野アドバイザー : ここで言う「古都奈良の文化財」は、構成資産以外を含まないのではないか。

田辺座長 : 「古都奈良の文化財」とは構成資産だけを指しているのか、それとも構成資産は代表選手であるという認識なのか、そこを語っていただきたい。また、住民との共存については言わなければいけないと思う。どこも観光については言及するが、そこについては欠けている。その地域の住民が世界遺産をどう受け止めているかというデータは出てこない。みんなが喜んでいるはずはな

い。そのため、読んでいても無機質な感じがある。世界遺産教育や地域住民との連帯をやろうと言っているということは、それができていないということ。そういうところが包括的保存管理計画には入っていて欲しい。地域住民が世界遺産を継承するのではなく、世界遺産と一緒に生きるというようなことができないか。なんとなく誇りは持っているのだと思うが。そういうものがどこかに出てこないかと思っている。

斎藤アドバイザー：ビジョンについては、評価基準(ii), (iii), (iv), (vi)にあるようなことを基にもう少し具体的にしていってほしい。また、「1.2 計画策定の経緯」のところに今まで世界遺産委員会からどのような勧告があったかが示されているが、それに対応するための対策をどこに書いているかを示した方がよい。この計画がどういう目的を持っているかがはっきりすると思う。

以上